

那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会(第3回委員会)【資料5】

「協議会の今後のあり方」について

令和3年9月1日

1. 那覇広域都市計画区域における区域区分協議会の目的等について

那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会設置要綱における、協議会の設置目的や協議事項及び設置期限については以下のとおり

(協議会の目的)

第2条 協議会は、那覇広域都市計画区域における今後の区域区分の望ましいあり方について、検討及び協議することを目的に設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 那覇広域都市計画区域における都市構造の現状及び課題に関すること。
- (2) 那覇広域都市計画区域における区域区分制度に関する方針案の策定に関すること。
- (3) その他第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(設置期限)

第12条 協議会の設置期限は、第3条の協議事項について委員会において取りまとめがなされた日までとする。

2. 「協議会の今後のあり方」について

1) これまでの取り組み等

- ① 第2回委員会において、今後の人口増加に伴う開発需要が見込まれる中で、市町村が描く将来の街づくりを実現させるためには、無秩序な開発ではなく地域特性を生かした適切な土地利用となるよう計画的なまちづくりを進める必要があります、区域区分を廃止する場合は、地方財政負担や地価への影響も考慮する必要があります、市町村意向も鑑みると現時点においては那覇広域都市計画区域における区域区分の維持は必要であると示された。
- ② 市街化調整区域を多く有する市町村が全体的な計画のもと迅速かつ弾力のある土地利用を推進するために、「市街化調整区域における地区計画ガイドラインの改定」や「市街化調整区域における土地利用計画研究会」を設置するなど、県と市町村が一体となって取り組んでいる。
- ③ 那覇広域、中部広域、南城都市計画区域の次期都市計画区域マスタープラン（素案）においては、新たな振興計画（骨子案）で示された内容について関係市町村等と協議しながら同様に位置付けを行い、令和3年3月の沖縄県都市計画審議会へ報告を行った。
- ④ 市街化区域への編入等については、第2回委員会で示された方向性を踏まえた「区域区分の見直し方針（案）」の変更や、市町村の意向を踏まえた区域区分の変更（第7回定期見直し）に向けて取り組んでいる。
- ⑤ 新たな振興計画（素案）において、「自然資源や歴史資源等の保全を図り、観光振興や産業振興等に資する土地利用を広域的かつ計画的に展開していくため、中南部都市圏を一体の都市として捉え、駐留軍用地の返還も見据えた都市計画区域の再編を視野に入れた取組を進める。」と示された。
- ⑥ 中城村と北中城村の両村のまちづくりについては、令和2年度に開催した地域振興支援アドバイザー会議において、世界遺産である中城城跡を核とした、歴史まちづくり法に基づく計画認定都市を目指して取り組むことが示された。また、令和3年度には、両村が主体となった「共同まちづくり計画策定会議」を開催し、共同まちづくりのビジョンや先導プロジェクト等の検討を行い「共同まちづくり計画」の策定に取り組むこととしている。

2. 「協議会の今後のあり方」について

2) 協議会の設置目的の達成及び今後の取り組み

【協議会の設置目的の達成】

これまでの取り組みによって、協議会設置要綱第2条の設置目的が達成されることから、第3回委員会をもって同第12条の設置期限としたい。

【今後の取り組み】

- ① 市町村の土地利用については、市街化区域の拡大や市街化調整区域の地区計画において、県独自の規制緩和や誘導策等を基に、市町村が地域の実情に沿った取り組みを迅速かつスピード感をもって進める。
特に市街化調整区域を多く有する市町村においては、新たな産業用地や住宅地の確保が課題となっていることから、複数の市町村から要望のある、原野化が進み今後も農業振興に使う予定の無い地域等の有効活用も含め検討する必要がある。
- ② 地域の実情や農業振興策等を踏まえた今後の都市構造のあり方及び全体的な土地利用については、各法令の所管部局と市町村が連携して取り組みを進める必要がある。

- ③ 市街化調整区域を多く有する市町村の土地利用については、「市街化調整区域における土地利用計画研究会」等を活用し、全体的な計画を踏まえた将来展望の基に保全と開発のバランスを保ちながら、関係部局と連携を図り、引き続き県と市町村が一体となって取り組みを進めていく。
- ④ 中城村と北中城村の中部広域への移行要望については、共同のまちづくり計画の策定状況を踏まえ、無秩序な市街化防止や計画的な市街化の誘導等について、区域区分を廃止した場合の対応方針やその実現手法等について引き続き県と両村で協議を行っていく。
- ⑤ 中城村と北中城村の要望を含む都市計画区域の再編については、令和4年度から予定している都市計画基礎調査の分析結果や関係市町村の意向を踏まえながら引き続き検討を行っていく。
- ⑥ 今後の中長期的対応として、新たな振興計画の策定状況も踏まえて、中南部都市圏を一体の都市とした都市計画区域の再編も視野に入れた取り組みを今後どのような方向性で進めていくのか、中南部都市圏における全体協議会の設置も含め、国や中南部都市圏の関係市町村及び県内部関係部局等と意見交換を重ねて取り決めていく。

第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開 (P192)

2 県土の広域的な方向性

(1) 県全体の持続可能な発展を牽引する中南部都市圏の形成

- 中南部圏域は県人口の約8割を占め、都市機能や産業拠点の集積とともに一体の経済圏及び生活圏が形成されており、全国の政令指定都市と同程度の面積、人口を有している。
- 我が国の南の玄関口として、世界水準の拠点空港化及び国際流通港湾機能の強化と航空路・航路ネットワークの拡充に取り組み、アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成を図るなど、アジアの主要都市に比肩する都市圏の形成を目指す。
- 西海岸地域においては、魅力と個性、国際性を備えた高度な都市機能を有するまちづくりや世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート等の形成を図るとともに、今後、返還が見込まれる大規模な駐留軍用地の跡地利用と周辺市街地との一体的な開発整備に取り組む。
- 東海岸地域においては、良好な住環境の形成、歴史・自然資源と産業・観光振興が調和する土地利用を図るとともに、スポーツコンベンション拠点、マリンタウン MICE エリア、IT イノベーション拠点、中城湾港における新たな価値を創造するサンライズポート等の形成、世界文化遺産をはじめとする沖縄の聖地と歴史を結ぶ新たなまちづくりなど、賑わいの連鎖と魅力ある地域づくりを通じた活性化を推進する。
- 南部地域においては、那覇空港からのアクセス向上に伴う発展と成長可能性を踏まえ、新たな物流拠点や観光拠点の形成、商業機能の集積を図るとともに、戦跡として唯一の国定公園である沖縄戦跡国定公園を中心に、世界の恒久平和の構築に寄与する平和発信地域を形成する。
- 自然資源や歴史資源等の保全を図り、観光振興や産業振興等に資する土地利用を広域的かつ計画的に展開していくため、中南部都市圏を一体の都市として捉え、駐留軍用地の返還も見据えた都市計画区域の再編を視野に入れた取組を進める。
- 人口減少・超高齢社会の進行やポストコロナにおけるライフスタイルの変化等を見据えつつ、中南部圏域を構成する各地域の個性や特長を生かした多核連携型の都市圏の構築を図り、多様性と包摂性、魅力と国際性を備えた持続可能な都市圏の形成に取り組む。